

東京都保健医療計画 説明会



■ 日時：令和6年5月27日（月）午後2時より



東京都

- 1 開 会
- 2 第8次東京都保健医療計画について
- 3 関連する計画について
 - ・東京都がん対策推進計画
 - ・東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」
 - ・東京都循環器病対策推進計画
- 4 令和6年度病床配分の取扱いについて
- 5 医療政策部所管の令和6年度事業紹介
- 6 閉 会

1 開 会

2 第8次東京都保健医療計画について

3 関連する計画について

- ・東京都がん対策推進計画
- ・東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」
- ・東京都循環器病対策推進計画

4 令和6年度病床配分の取扱いについて

5 医療政策部所管の令和6年度事業紹介

6 閉 会

東京都保健医療計画とは

計画の性格

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

計画の期間

- 令和6年度から令和11年度までの6年間
(計画期間中であっても必要に応じて見直し。)

東京都保健医療計画の基本理念

- 改定前の基本理念「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」及び4つの基本目標に、新型コロナや近年の災害の経験を踏まえ「有事*にも機能する医療提供体制の強化」を追加

*本計画において、有事とは、新興感染症発生・まん延時や大規模災害等を指すものとする。

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

I 高度医療・先進的な
医療提供体制の将来に
わたる進展

II 東京の特性を生かした
切れ目のない医療連携
システムの構築

III 地域包括ケアシステム
における治し、支える
医療の充実

IV 有事にも機能する
医療提供体制の強化

V 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

視点1 基本目標達成に向けた5疾病・5事業*等の取組を深化・推進

- ◇ 進展する高齢化等に伴う、
 - ・医療ニーズの質・量の変化に対応できる医療提供体制の確保
 - ・医療機能の分化・連携の更なる取組の推進 等
- ◇ 切れ目のない連携の推進、ライフステージに応じた支援の充実、医療人材の確保・勤務環境改善
- ◇ 新型コロナウイルス感染症や大規模化・激甚化する災害等を踏まえた医療提供継続・維持のための対策
- ◇ 医療DXの推進、疾病・事業の特性に合ったデジタル化の推進やオンライン診療の活用等

* 5疾病：がん、循環器病（脳卒中・心血管疾患）、糖尿病、精神疾患
5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

東京都保健医療計画 改定の視点

視点2 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業目に追加

- ◇ 新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
- ◇ 「感染症予防計画」の改定内容を反映

視点3 医師確保計画、外来医療計画の一体化

- ◇ 医療法に基づき令和2年3月策定した「医師確保計画」、「外来医療計画」を保健医療計画に一体化

視点4 福祉施策と保健医療施策の一体的推進

- ◇ 福祉局と保健医療局が所管する関連計画間での整合性の確保
・「高齢者保健福祉計画」、「がん対策推進計画」等の改定内容を反映

第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

第1章 計画の考え方

第2章 保健医療の変遷

第3章 東京の保健医療をめぐる現状

第4章 地域医療構想

第5章 保健医療圏と基準病床

第6章 計画の推進体制

都の保健医療圏

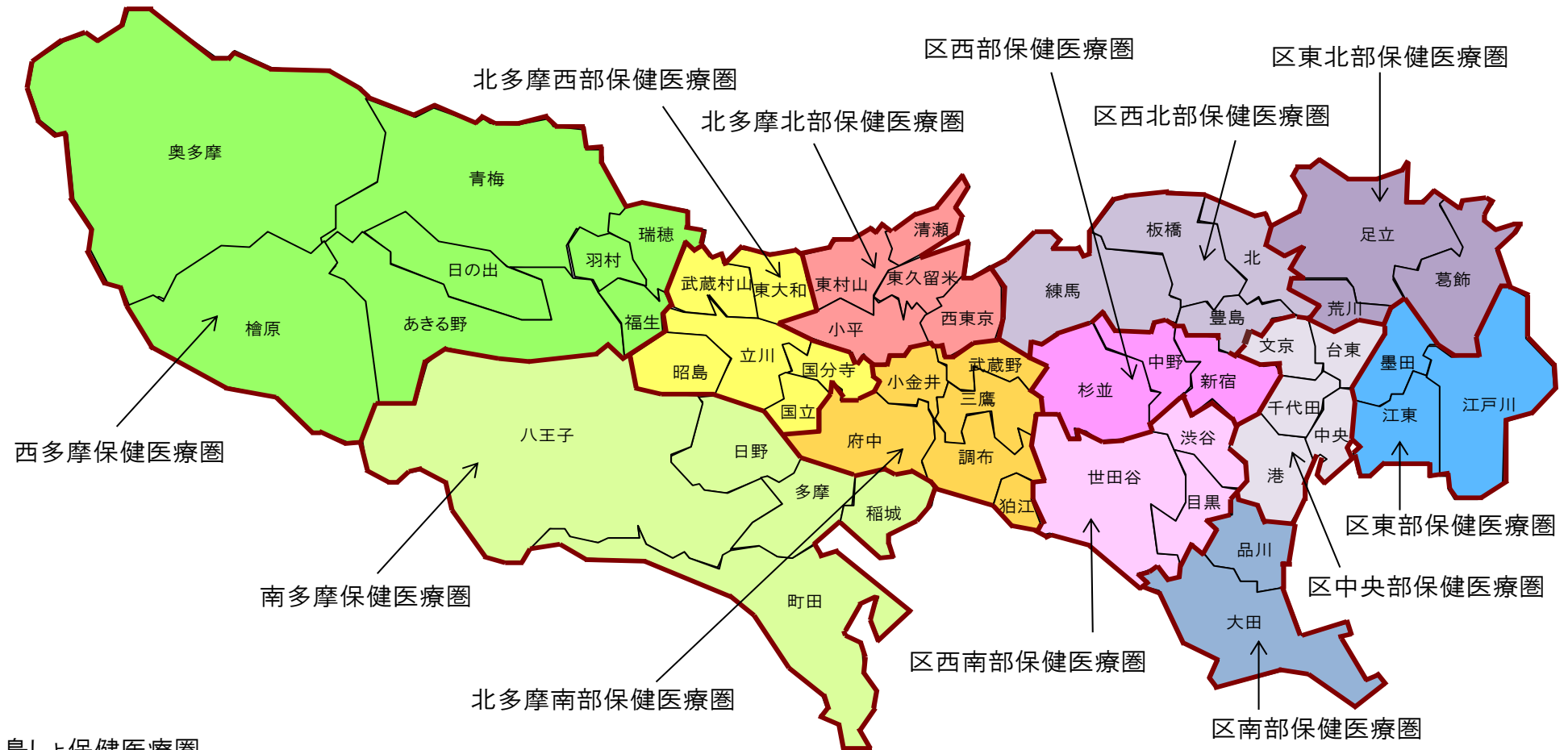
◇ 地域の保健医療ニーズに対して、都民に最も適切な保健医療サービスを提供していく上での圏域として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定

一次保健医療圏：区市町村の区域

二次保健医療圏：複数の区市町村を単位とする13の医療圏
(区部7、多摩5、島しょ1)

三次保健医療圏：東京都全域

二次保健医療圏



島しょ保健医療圏

								
大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村

基準病床数（療養病床・一般病床）

二次保健医療圏	構成区市町村	基準病床数（床）
区中央部	千代田・中央・港・文京・台東	5,657
区南部	品川・大田	7,972
区西南部	目黒・世田谷・渋谷	9,874
区西部	新宿・中野・杉並	8,276
区西北部	豊島・北・板橋・練馬	15,589
区東北部	荒川・足立・葛飾	11,405
区東部	墨田・江東・江戸川	10,713
西多摩	青梅・福生・羽村・あきる野・瑞穂・日の出・檜原・奥多摩	3,328
南多摩	八王子・町田・日野・多摩・稲城	11,960
北多摩西部	立川・昭島・国分寺・国立・東大和・武蔵村山	5,074
北多摩南部	武蔵野・三鷹・府中・調布・小金井・狛江	7,512
北多摩北部	小平・東村山・清瀬・東久留米・西東京	6,351
島しょ	大島・利島・新島・神津島・三宅・御蔵島・八丈・青ヶ島・小笠原	255
合計		103,966

基準病床数（精神・結核・感染症病床）

（精神病床）

区分	基準病床数
東京都全域	19,396

（結核病床）

区分	基準病床数
東京都全域	216

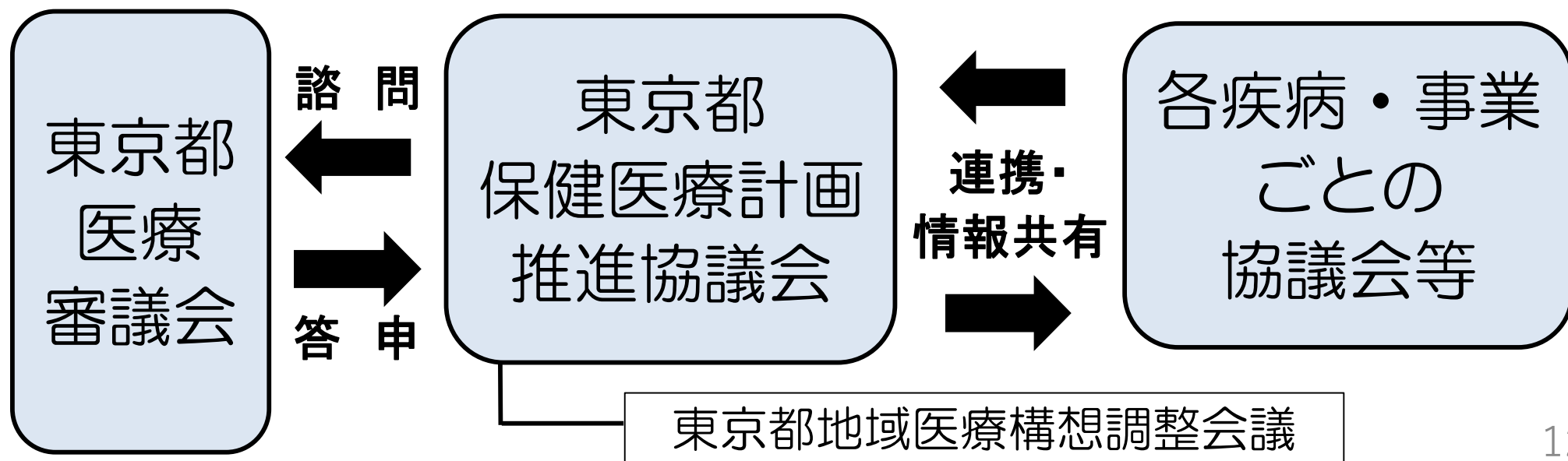
（感染症病床）

区分	基準病床数
東京都全域	153

計画の推進体制

- 各疾病・事業単位で設置している協議会等において、事業の進捗状況や指標などについて評価・検討を行い、保健医療計画に基づく取組を推進
- 「地域医療構想調整会議」を活用し、医療機能の分化と連携を促進

<保健医療計画の推進体制>



第2部 計画の進め方

第1章 健康づくりと保健医療体制の充実

- 第1節 都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進
- 第2節 医療DXの推進
- 第3節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 第4節 生涯を通じた健康づくりの推進
- 第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保
- 第6節 切れ目のない保健医療体制の推進
- 第7節 歯科保健医療
- 第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策
- 第9節 医療安全の確保等
- 第10節 医療費適正化

目指す方向性

- 都民が安全で質の高い医療サービスを受けられるよう、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な医療機関間や医療・介護関係者間等の情報共有を推進
- 限られた人材や医療資源で、医療の高度化、高齢化等に伴う医療ニーズの質・量の変化に対応し、安全で質の高い医療を持続的に提供できるよう、患者や医療従事者等への影響や負担に配慮しながら、医療DXを推進

目指す方向性

- 医師 ※医師確保計画を一体化
 - ・ 総合的な医師確保対策の推進
 - ・ 医師偏在の解消に向けた取組の実施
 - ・ 地域の実情に応じた医師の育成・確保に関する取組
 - ・ 医師の働き方改革への対応、勤務環境改善に向けた取組
- 歯科医師
- 薬剤師
- 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- 保健医療従事者
- 医療機関従事者の勤務環境改善への取組の推進

【新】外来医療に係る医療提供体制の確保

目指す方向性

※ 外来医療計画を一体化

- 地域における協議等を通じて、外来医療機能を明確化し、各医療機関の役割分担や医療機関間の連携を促進することにより、地域に必要な外来医療の提供体制を確保
- 高額な医療機器の共同利用を進め、地域全体での効率的な医療提供体制の構築を推進

目指す方向性

- 大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用するため、災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院が医療機能を継続できる取組を推進するとともに、医療機関の受入体制の充実を図る。
- 災害発生時にも、医療機関、区市町村、関係団体等の各機関が円滑に連携できるよう情報連絡体制を充実
- 都市型災害の現場へ出場し救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム「東京DMAT」の体制を強化
- 災害時における医薬品等の供給体制を確保

目指す方向性

- 新興感染症の発生・まん延時に、通常医療との両立を図りながら、感染症患者を確実に受け入れる入院医療体制を確保するため、感染症指定医療機関を中心とした体制を整備するとともに、平時から医療機関との協定締結を行う。
- 患者の症状に応じた円滑な入院調整が可能な体制を確保するとともに、感染症の性状や地域の医療提供体制の状況等に応じ、後方支援を行う医療機関の確保や臨時の医療施設の機動的な設置等を行う。

目指す方向性

- 医療機関の機能や役割に応じて、発熱外来を行う医療機関を適切に確保するとともに、通常医療を担う医療機関と新興感染症医療を担う医療機関が円滑に連携する体制を整備
- 自宅療養者等への医療を提供する医療機関等を確保するとともに、軽症者等が療養する宿泊療養施設を確保し、都民が安心して療養できる環境を整備
- 急速な感染拡大による医療ひっ迫時に速やかに医療人材を確保できるよう、有事に備えた医療人材の確保・育成を進める。

第2部 計画の進め方

第2章 高齢者及び障害者施策の充実

第1節 高齢者保健福祉施策

第2節 障害者施策

※「東京都高齢者保健福祉計画」及び「東京都障害者・障害児施策推進計画」の内容を反映

各計画の全文は、東京都福祉局のホームページで公開しています。

○東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）

東京都福祉局 > 高齢者 > 高齢者施策 > 東京都高齢者保健福祉計画 > 第9期東京都高齢者保健福祉計画
(令和6年度～令和8年度) > 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）【PDF版】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisaku/koureisyaikaku/09keikaku0608/09keikaku-pdf.html>



○東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6年度～令和8年度）

東京都福祉局 > 障害者 > 障害者施策 > 東京都障害者・障害児施策推進計画 > 東京都障害者・障害児
施策推進計画（令和6年度～令和8年度）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/shougai_keikaku/r6-r8keikaku.html



第3章 健康危機管理体制の充実

- 第1節 健康危機管理の推進
- 第2節 感染症対策
- 第3節 医薬品等の安全確保
- 第4節 食品の安全確保
- 第5節 アレルギー疾患対策
- 第6節 環境保健対策
- 第7節 生活衛生対策
- 第8節 動物愛護と管理

目指す方向性

- 新興・再興感染症をはじめとする感染症の脅威から都民を守るため、感染症対策の充実・強化を図る。
- 感染症の予防及びまん延防止対策の一層の推進、医療提供体制の強化のほか、国内外の関係機関等との連携体制を拡充し、情報収集・分析等の強化を図る。

目指す方向性

- 新型コロナ発生時の対応を踏まえ、新たな感染症危機の発生に備えた体制を構築
- 全国平均に比べて、り患率が高い結核、若者、働く世代に感染者が多いH I V /エイズ、急増する梅毒などの性感染症対策、新型コロナ後遺症対策、予防接種の推進など、感染症に関する様々な課題に対し、関係機関と連携して総合的に取組を進める。

第4章 計画の推進主体の役割

第1節 行政の果たすべき役割

- 1 区市町村・東京都・国の役割
- 2 保健所の役割
- 3 東京都の試験研究機関の役割

第2節 医療提供施設の果たすべき役割

- 1 医療機能の分化・連携の方向性
- 2 果たすべき役割

第3節 保険者の果たすべき役割

第4節 都民の果たすべき役割

新たな地域医療構想に関する検討会について

新たな地域医療構想について

国は2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大等に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討予定

【国の検討スケジュール（予定）】

R6.3.29 第1回検討会

1巡目の議論

・関係団体等への
ヒアリング(4回程度)
R6.5.22 東京都

・論点の提示、議論

夏～秋 中間まとめ（予定）

2巡目の議論

・制度改正の具体的な
内容に関する議論

R6年末 最終まとめ（予定）

R7年度 新たな地域医療構想に関する
ガイドラインの検討・発出

R8年度 新たな地域医療構想の検討・策定

R9年度 新たな地域医療構想の取組

【新たな地域医療構想における主な検討事項】

- 2040年頃を見据えた医療提供体制のモデル
 - ・地域（都市部、過疎地等）ごとの医療需要変化に対応する医療提供体制モデル 等
- 病床の機能分化・連携の更なる推進
 - ・病床の将来推計(機能区分、推計方法、推計年等)
 - ・病床必要量と基準病床数の関係 等
- 地域における入院・外来・在宅等を含めた医療提供体制の議論
 - ・入院・救急・外来・在宅・介護連携・人材確保等を含めた医療機関の役割分担・連携のあり方
 - ・将来推計(外来、在宅、看取り、医療従事者等) 等

国の検討会の資料及び議事録は、下記厚生労働省HPで公開されています。

■ 新たな地域医療構想等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_436723_00010.html



1 開 会

2 第8次東京都保健医療計画について

3 関連する計画について

- ・東京都がん対策推進計画
- ・東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」
- ・東京都循環器病対策推進計画

4 令和6年度病床配分の取扱いについて

5 医療政策部所管の令和6年度事業紹介

6 閉 会

東京都がん対策推進計画（第三次改定）

東京都がん対策推進計画とは

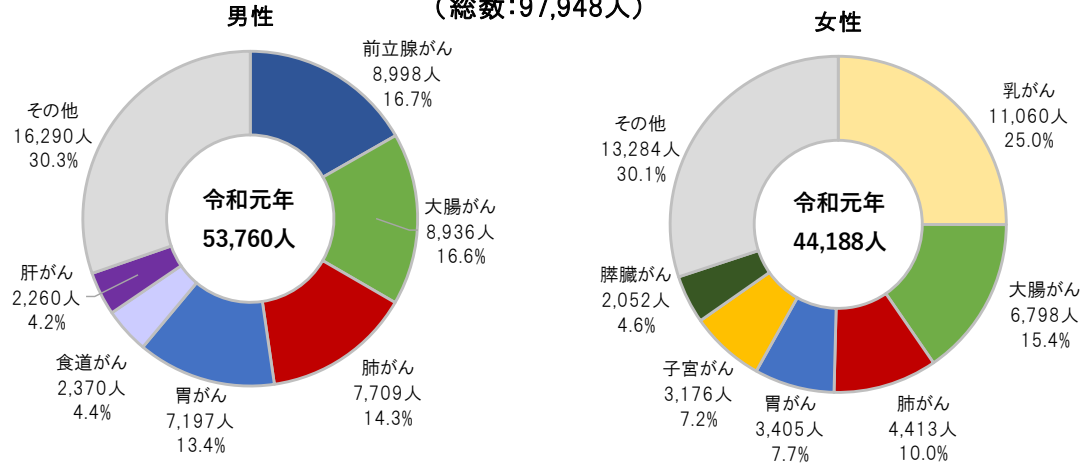
都道府県が、がん患者に対するがん医療の提供状況等踏まえ策定する、がん対策の推進に関する計画（がん対策基本法第12条第1項）

計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（少なくとも6年ごとに必要に応じて変更）

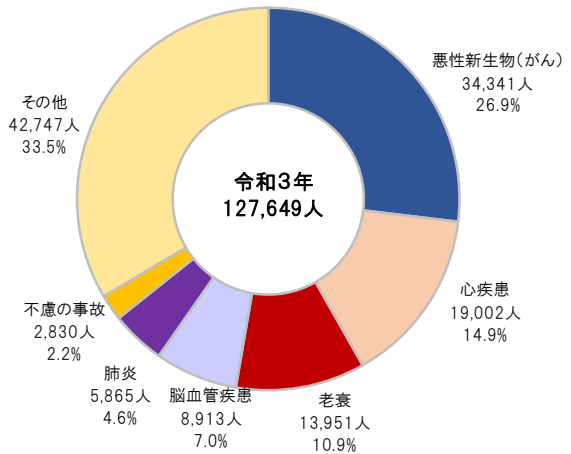
都のがんの状況

東京都の部位別がん罹患数(令和元年)
(総数:97,948人)



出典:「全国がん登録」(厚生労働省)

東京都の主要死因別死亡者数



出典:「人口動態統計(令和3年)」(東京都保健医療局)

○ がんの罹患を防ぎ、がんによる死亡を減らすため、がんの予防・早期発見が必要

○ がんによる死亡を減らし、患者及びその家族の療養生活の質を向上させるため、適切な医療を受けることができる体制の充実が必要

○ 患者及びその家族の療養生活の質の向上を図るため、誰もが社会で自分らしく安心して生活できる環境の整備が必要

全体目標及び分野別目標

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す。」

【がん予防】

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

【がん医療】

患者本位で持続可能ながん医療の提供

【がんとの共生】

がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

第1章 計画改定に当たって

- これまでの国及び都のがん対策、本計画の位置付け及び計画期間・進行管理方法

第2章 がんを取り巻く現状

- 都における死亡・罹患の状況、がん医療に係る地域特性等

第3章 全体目標・分野別目標と基本方針

- 本計画期間におけるがん対策の全体目標とその考え方

第4章 分野別施策

I がん予防

1 がんのリスクの減少（一次予防）

- 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ 喫煙率減少、受動喫煙対策の推進
 - ・ がんのリスクを下げる生活習慣・環境づくりの推進
- 肝炎ウイルス、HPV等の感染に起因するがん予防のための取組の推進

2 がんの早期発見（二次予防）

- がん検診受診率60%の達成に向けた区市町村、職域等の関係機関支援及び普及啓発の推進
- 科学的根拠に基づく質の高いがん検診の実施や、精密検査受診率90%の達成に向けた体制の整備

II がん医療

1 がん医療提供の充実

- 拠点病院間の役割分担の整理と明確化を通じた、拠点病院等における医療提供体制の充実
- 二次保健医療圏内連携体制の構築の推進を通じた、地域の医療機関におけるがん医療提供体制の充実

2 診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供

- 診断時からの経時的な苦痛・つらさの把握と適切な対応の推進、診断時の支援の充実
- 緩和ケアに係る人材育成の充実・強化
- 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解の促進

3 小児・AYA世代のがん医療に特有の事項

- 移行期医療支援や成人領域と小児領域の連携の推進
- 長期フォローアップの推進

4 高齢者のがん医療に特有の事項

- 医療機関と介護事業所等の連携の推進

III がんとの共生

1 相談支援の充実

- がん相談支援センターへのつなぎの促進
- ピア・サポーターの提供推進

2 情報提供の充実

- 東京都がんポータルサイトによる効果的な情報発信

3 社会的な問題への対応

- 治療と仕事の両立支援
- 就労以外の社会的な問題への対応（アピアランスケア等）

4 ライフステージに応じた患者・家族支援

- 患者のライフステージ（小児・AYA世代、壮年期、高齢者）に応じた適切な支援等の推進

IV 基盤の整備

- がん登録、がんに関する研究、がん教育の推進

第5章 計画推進のために

- 都や区市町村、都民、医療機関、事業者、医療保険者、教育機関等の役割

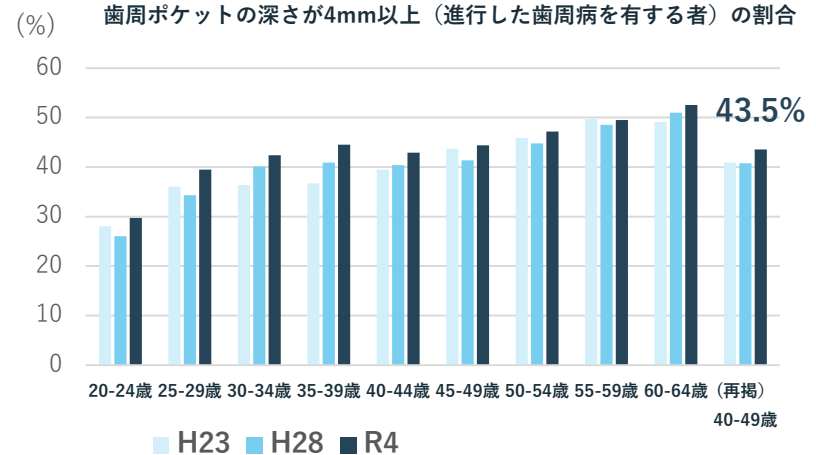
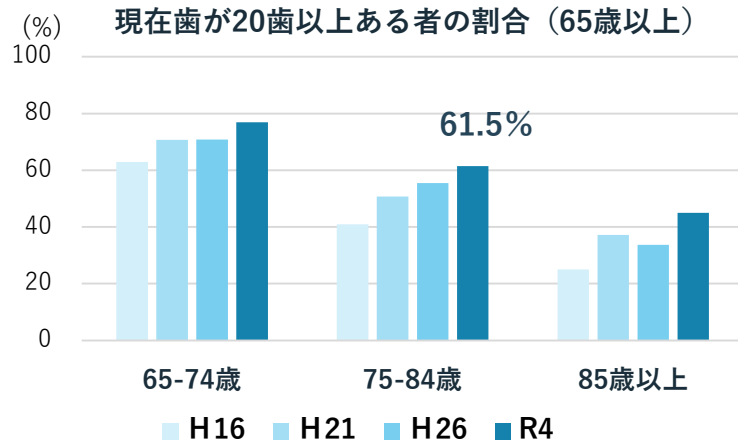
東京都歯科保健推進計画とは

歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画
(歯科口腔保健の推進に関する法律第13条)

計画期間

令和6年度から令和11年度まで(6年間)
※必要に応じて6年以内に再検討、変更を実施

都民の歯と口の状況等



改定のポイント

- 都民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けて、若い世代を中心に、都民それぞれのライフステージの特徴に応じた取組を推進
- 障害者が地域のかかりつけ歯科医を受診しながら、必要な時に地域で専門的な歯科医療を受けられる障害者歯科医療提供体制を整備・充実
- 災害時の歯科保健医療活動に備え、平時から関係団体等と連携し、災害時の歯科保健医療体制を整備することができるよう、区市町村の取組を支援

計画の最終目標と方針

都民の目指す姿〔最終目標〕

都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること

都民の取組

- ・日常的に自ら口腔ケアに取り組む〔セルフケア〕
- ・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける〔プロフェッショナルケア〕
- ・区市町村、学校、職場等において歯科健診や健康教育等を受ける〔コミュニティケア〕

計画の柱

- <柱1> ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
- <柱2> かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- <柱3> 地域で支える障害者歯科保健医療の推進
- <柱4> 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

【重点事項】健康危機(大規模災害等)に対応した歯科保健医療対策の推進

第1章 計画の基本的事項

1 計画の考え方

- 計画改定までの経緯
- 計画の趣旨

2 計画の4本の柱と重点事項

- ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
- かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- 地域で支える障害者歯科保健医療の推進
- 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進
- 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

3 計画の位置付け

- 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画
- 保健医療計画等との整合性を持った計画

4 計画の期間

- 令和6年度から令和11年度まで

第3章 計画の推進

1 各主体の役割

- 都民や都、区市町村、教育・保育関係者、歯科医療関係者、関係団体、保険者・事業者の役割

2 計画の推進体制

- 関係者が互いに連携を図り、都民の歯科保健対策を推進

第4章 参考資料

- 1 策定の経緯
- 2 用語解説
- 3 基礎データ
- 4 指標一覧

第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

(1) 乳幼児期

- むし歯予防や口腔機能の育成・維持を推進
- 多数のむし歯がある子供や保護者への多職種による対応推進

(2) 学齢期

- 学校保健活動等を通じてむし歯や歯周病予防の取組を推進
- 定期健診や予防処置を受けることを習慣化する大切さを啓発

(3) 成人期

- 歯と口の健康と全身の健康との関係に係る知識や口腔ケア等の重要性を普及啓発
- 青年期（概ね18～30歳）の行動変容を促す普及啓発を強化

(4) 高齢期

- 口腔機能の維持向上の取組や適切な栄養摂取の必要性を啓発
- 歯と口の健康と全身の健康との関係に係る知識を普及啓発

2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進

(1) かかりつけ歯科医

- 生涯を通じてかかりつけ歯科医を受診する必要性を啓発

(2) 医科歯科連携

- 糖尿等疾患のある方や周術期の患者への多職種連携を推進

3 地域で支える障害者歯科保健医療の推進

- 身近な地域で口腔健康管理を行う歯科診療所の確保
- 専門的な歯科医療提供体制の整備・充実
- 地域の実情に応じた医療機能の分担と連携を推進

4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

- 在宅歯科医療に携わる歯科診療所の確保
- 在宅療養者の歯と口の健康を支える多職種連携を推進

5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療体制の推進

- 区市町村による災害時の歯科保健医療体制の整備を促進
- 平時から口腔衛生用品を備蓄する必要性を普及啓発

東京都循環器病対策推進計画とは

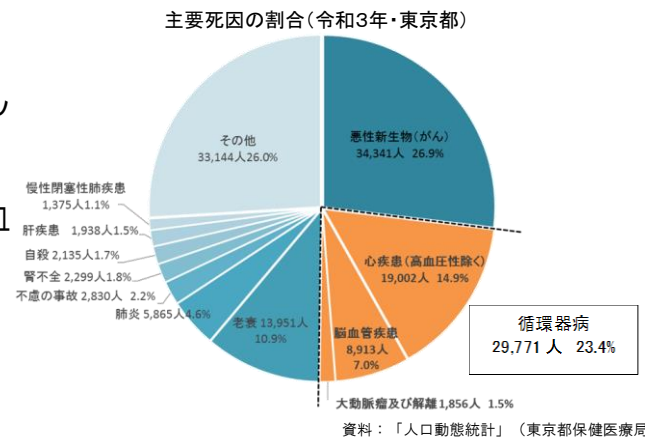
- 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向性を定める計画

（計画期間）令和6年度から令和11年度までの6年間

計画策定の考え方

東京都の循環器病を取り巻く状況

- 循環器病（心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈瘤）はがんに次いで主要死因割合の第2位（23.4%）
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病（心・循環器疾患及び脳血管障害）が最も多く、全体の約1割
- 救命救急センター（28施設）、脳卒中急性期医療機関（161施設）、CCU医療機関（76施設）等により救急患者を受入れ



計画のポイント

- ① 脳卒中急性期医療に関する取組の強化
 - 脳卒中急性期医療機関制度の再構築 ○脳卒中急性期医療機関間のネットワーク強化
- ② 心不全に関する地域連携の促進
 - 心不全サポート事業の展開による地域の医療・介護関係者の心不全に関する理解向上、連携・情報共有の強化、診療支援
- ③ 患者やその家族のニーズに応じた情報提供・相談支援の充実
 - 循環器病に関するポータルサイト等により、循環器病の情報や相談窓口などの情報をわかりやすく提供

第 1 章 東京都循環器病対策推進計画とは

- 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間及び計画の評価・検討方法

第 2 章 東京の循環器病を取り巻く状況

- 都民の健康状況、循環器病による死亡の状況、患者数、患者の年齢構成等

第 3 章 分野別施策

- 1 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発
- 2 救急搬送・受入体制の整備
- 3 循環器病に係る医療提供体制の構築
- 4 リハビリテーション体制の充実
- 5 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- 6 循環器病の緩和ケア
- 7 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- 8 治療と仕事の両立支援・就労支援
- 9 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- 10 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

第 4 章 計画の推進主体の役割

連絡事項

本日紹介した計画の全文は、東京都保健医療局のホームページで公開しています。

○東京都保健医療計画（令和6年3月改定）

東京都保健医療局＞医療政策＞医療・保健施策＞東京都保健医療計画
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/hoken_keikaku.html



○東京都がん対策推進計画（第三次改定）

東京都保健医療局＞医療政策＞医療・保健施策＞東京都がんポータルサイト＞がんについて知る・調べる＞東京都のがん対策＞東京都がん対策推進計画
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gan_portal/research/taisaku/suisin_keikaku/suishinkeikakudai3zikaitei.html



○東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）

東京都保健医療局＞医療政策＞医療・保健施策＞東京都の歯科保健対策＞東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/shikahoken/mokuhyo/shikakeikaku1kai.html



○東京都循環器病対策推進計画（第一次改定）

東京都保健医療局＞医療政策＞救急・災害医療＞東京都の循環器病対策＞東京都循環器病対策推進計画
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/junkankibyokeikaku/a030201020240329154750442.html>



- 1 開 会
- 2 第8次東京都保健医療計画について
- 3 関連する計画について
 - ・東京都がん対策推進計画
 - ・東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」
 - ・東京都循環器病対策推進計画
- 4 令和6年度病床配分の取扱いについて**
- 5 医療政策部所管の令和6年度事業紹介
- 6 閉 会

令和6年度病床配分の取扱いについて

現状

基準病床数を既存病床数が下回る二次保健医療圏について、毎年度、均等配分により病床配分を実施

- ・ 都内病院の病床利用率が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比べ低水準で推移
- ・ 休止している病床や過去に配分したが現在も未整備の病床が一定数存在

令和6年度の方針

こうした状況を踏まえ、**令和6年度の病床配分は休止**

※令和6年4月24日付6保医医政第102号「令和6年度病床配分の取扱いについて」により、都内各病院、区市町村へ通知済み

- 1 開 会
- 2 第8次東京都保健医療計画について
- 3 関連する計画について
 - ・東京都がん対策推進計画
 - ・東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」
 - ・東京都循環器病対策推進計画
- 4 令和6年度病床配分の取扱いについて
- 5 医療政策部所管の令和6年度事業紹介**
- 6 閉 会

医療政策部所管の令和6年度事業紹介

- 医療政策部では医療機関等への支援事業を多数実施しています。概要は保健医療局のホームページからご確認ください。

東京都保健医療局> 医療政策> 事業主の方へ>
医療政策部所管医療機関等支援事業の概要

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyoyou/html>



- 本日は、新規・拡充事業を中心に、ご紹介します。

令和6年度医療政策部所管
医療機関等支援事業の概要

 東京都保健医療局

医療政策部所管の令和6年度事業紹介

- P39 がん患者へのアピアランスケア支援事業
- P40 がん看護専門看護師等資格取得支援事業
- P41 【新規】若年がん患者在宅療養支援事業
- P42 【新規】障害者歯科医療設備整備補助事業
- P43 【新規】歯科健康診査受診促進事業
- P44 医療機関診療情報デジタル推進事業
- P45 【新規】医療機関診療情報デジタル導入支援事業
- P46 【新規】医療機関デジタル化推進セミナー事業
- P47 【新規】医療機関におけるAI技術活用促進事業
- P48 【新規】病院診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業
- P49 【新規】医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業
- P50 【新規】病院救急車整備支援事業
- P51 【新規】医療施設浸水対策計画策定支援事業
- P52 【拡充】災害拠点病院等自家発電設備等整備強化事業
- P53 【新規】救急医療体制強化事業
- P54 【拡充】地域医療勤務環境改善体制整備事業
- P55 【新規】勤務環境改善医師派遣等推進事業

がん患者へのアピアランスケア支援事業

事業概要

脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化の悩みを抱えている患者に対し、ウィッグなどの購入等にかかる費用を助成する区市町村を支援

■保健医療政策区市町村包括補助事業

○事業区分等：

選択事業（政策誘導型）／ポイント制の対象外

○対象者

がん治療に伴う脱毛や乳房の切除によって地域生活に支障があり、ウィッグや胸部補正具を必要とする患者

○補助基準額

1回あたり 100千円

○補助回数（年度ごとでリセットなし）

1人あたり 計2回（1回あたり1個）

○補助の範囲

部位	品目
頭部	ウィッグ（装着用ネット含む）、毛付き帽子
胸部等	人工乳房、補正下着、弾性着衣

○補助率

区市町村が要した経費の1／2

予算額

保健医療政策区市町村包括補助事業の内数

問い合わせ先

担当：医療政策課（がん対策担当）

電話：03-5320-4389

がん看護専門看護師等資格取得支援事業

事業概要

地域の病院における緩和ケア提供体制の強化に向け、緩和ケア関連の専門看護師等の人材育成に係る費用を補助

○ 補助対象

以下の全てを満たす都内の医療機関（国及び独立行政法人は除く）

- ・緩和ケア関連の専門資格を有する看護師が未配置
- ・地域包括ケア病棟入院料及びがん性疼痛緩和指導管理料を算定
- ・緩和ケア診療加算又は緩和ケア病棟入院料を届け出ている病院は除く

○ 対象資格

がん看護専門看護師／緩和ケア認定看護師／がん性疼痛看護認定看護師

○ 対象経費（補助基準額）

入学金（200千円）、授業料（1,100千円）、人件費（4,900千円）、認定審査料（50千円）、認定登録料（50千円）

○ 補助率

1／2

予算額

65,700千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（がん対策担当）

電話：03-5320-4389

【新規】若年がん患者在宅療養支援事業

事業概要

若年がん患者の在宅療養の充実を図るため、介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者に対し、在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援

■保健医療政策区市町村包括補助事業

○事業区分等：

選択事業（政策誘導型）／ポイント制の対象外／補助率1／2

○対象者：次の全ての要件を満たしていること

- ・40歳未満のがん患者
- ・介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した場合で、在宅生活の支援や介護が必要な方
- ・他の制度や事業で、同等の助成または給付を受けることができない方

【補助内容】

区分	サービス等の種類	基準額
①主治医意見書の作成	本事業に係る意見書	5,000円
②ケアプランの作成	サービス利用計画書の作成 等	15,000円/月 (初月のみ25,000円)
③居宅サービスの利用	訪問介護、訪問看護 等	③と④の合算で 54,000円/月
④福祉用具の貸与	手すり、車いす、特殊寝台 等	
⑤福祉用具の購入	腰掛便座、簡易浴槽 等	90,000円/年

予算額

保健医療政策区市町村包括補助事業の内数

問い合わせ先

担当：医療政策課（がん対策担当）

電話：03-5320-4389

【新規】障害者歯科医療設備整備補助事業

事業概要

○事業目的

障害者に対する全身管理下（全身麻酔や鎮静等）で歯科医療を実施する医療機関に対して、必要となる医療機器の整備を支援することで、障害者歯科医療提供体制の充実を図る。

○補助対象

障害者に対する全身管理下での歯科医療を拡充、又は新規に実施する病院、診療所（区市町村が設置する医療機関を含む。）

※条件：麻酔科医、又は歯科麻酔科医が勤務する医療機関であること

○対象経費

障害者に対する全身管理下での歯科医療に必要な医療機器（備品購入費）

※例：歯科ユニット、麻酔器、心電図モニター、シリンジポンプ、AED など

<基準額> 1か所当たり 22,210千円

<補助率> 3分の2

予算額

29,614千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（歯科医療担当）

電話：03-5320-4433

【新規】歯科健康診査受診促進事業

事業概要

☆『東京都保健医療政策区市町村包括補助事業』対象事業

○事業目的

区市町村が実施する成人歯科健診（法定健診を除く）の実施に係る受診促進に向けた取組を支援することで、受診率向上や地域間格差等の解消を図る。

○主な補助条件

- 「歯科健診の受診促進に向けた取組」を必ず実施し、報告書（実施結果や評価、改善方針等）を提出すること。
- 「歯周病検診マニュアル2015」に基づく歯科健診であること。

○補助基準額

●歯科健診の受診促進に向けた取組

都民の受診促進に向けた取組に要する経費

＜基準単価：1,360千円＞ ※基準単価は1自治体当たり

●歯科健康診査費

歯科健診の実施に要する経費

＜基準単価：個別7,670円／集団3,720円＞ ※基準単価に受診人員を乗じた額

●歯科健康診査実施連絡等費

- ・事業実施通知 ＜基準単価：52円＞ ※基準単価に通知人員を乗じた額
- ・受診結果連絡費 ＜基準単価：158円＞ ※基準単価に対象人員を乗じた額
- ・健診記録簿作成費 ＜基準単価：48円＞ ※基準単価に受診人員を乗じた額

予算額

東京都保健医療政策
区市町村包括補助事業の内数

問い合わせ先

担当：医療政策課（歯科医療担当）

電話：03-5320-4433

医療機関診療情報デジタル推進事業

事業概要

■ 病院診療情報デジタル推進事業

- 事業内容 ①電子カルテシステム導入支援 電子カルテシステムを導入・更新する病院への初期導入経費等を補助
- ②電子カルテシステム運用に伴う事務作業支援 電子カルテシステムを新規導入した病院において、医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費を補助
- 補助対象者 200床未満の病院
- 補助基準額 ①病床数×605千円 ②3,600千円
- 補助率 ①・②いずれも1/2

■ 診療所診療情報デジタル推進事業【新規】

- 事業内容 電子カルテシステムを導入する有床診療所への初期導入経費等を補助
- 補助対象者 有床診療所
- 補助基準額 ・(4床以下)3,000千円 ・(5床以上)病床数×605千円
- 補助率 1/2

予算額

- 病院診療情報デジタル推進事業 806,303千円
- 診療所診療情報デジタル推進事業 65,476千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（医療改革推進担当）
電話：03-5320-4448

【新規】医療機関診療情報デジタル導入支援事業

事業概要

○事業内容

電子カルテシステムの導入に伴い発生する調整業務等について、コンサルタントの活用等に係る経費を補助することで、電子カルテシステムの導入を支援する。

○補助対象者

200床未満の病院及び有床診療所

○補助基準額

1,000千円

○補助率

1/2

予算額

31,000千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（医療改革推進担当）

電話：03-5320-4448

【新規】医療機関デジタル化推進セミナー事業

事業概要

○事業内容

デジタル技術導入の動機付けとなるよう、医療機関における電子カルテシステムの整備やA I 技術の導入等に係る情報の周知を図るためのセミナーを開催する。

○内容（案）

- ・基礎編 医療DXの概要、都の補助事業、電子カルテシステム導入のメリット、A I 技術等の紹介 等
- ・応用編 医療機関間における患者情報の連携方法、医療機関におけるA I 技術の活用事例、A I 技術等のデモンストレーション 等

○開催回数及び開催形式（予定）

- ・基礎編 1回、オンデマンド配信
- ・応用編 3回、対面形式

予算額

13,431千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（医療改革推進担当）
電話：03-5320-4448

【新規】医療機関におけるAI技術活用促進事業

事業概要

○事業内容

A I 問診や音声自動入力等の医療機関の「働き方改革」等に資するA I 技術活用の取組を支援することにより、医療従事者の負担軽減等、勤務環境の整備を図る。

○補助対象者

200床未満の病院及び有床診療所

○補助基準額

10,000千円

○補助率

1/2

予算額

230,000千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（医療改革推進担当）

電話：03-5320-4448

【新規】病院診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業

事業概要

○事業内容

バックアップサーバーの整備等、サイバーセキュリティ対策強化に係る経費を支援することで、医療機関のデジタル化の促進及び安定的な医療提供体制の確保を図る。

○補助対象者

病院

○補助基準額

- ・200床未満の病院 5,000千円
- ・200床以上500床未満の病院 12,500千円
- ・500床以上の病院 35,000千円

○補助率

1/2

予算額

178,750千円

問い合わせ先

担当：医療政策課（医療改革推進担当）
電話：03-5320-4448

【新規】医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業

事業概要

○事業内容

電子処方箋や、リフィル処方箋等の電子処方箋新機能を導入する医療機関に対し、導入に要する費用を補助することにより、電子処方箋の活用・普及の促進を図る。

○補助対象者

既に電子処方箋を導入し、社会保険診療報酬支払基金より補助金（ICT基金補助金）の交付決定を受けている病院及び診療所（歯科診療所含む）

○補助対象経費、補助率及び補助上限額

	病院（200床以上）		病院（200床未満）		診療所（歯科診療所含む）	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
①電子処方箋の導入に要する費用	1/6	811千円	1/6	543千円	1/4	97千円
②既に電子処方箋を導入している医療機関が、電子処方箋新機能の導入に要する費用	1/6	226千円	1/6	167千円	1/4	61千円
③電子処方箋と新機能の同時導入に要する費用	1/6	1,003千円	1/6	676千円	1/4	135千円

予算額

2,318,230千円

問い合わせ先

（病院・一般診療所）担当：医療政策課（医療改革推進担当）
電話：03-5320-4448

（歯科診療所）担当：医療政策課（歯科医療担当）
電話：03-5320-4433

【新規】病院救急車整備支援事業

事業概要

- 目的
都内の救急医療機関における転院搬送手段の確保を支援することにより、更なる転院搬送を促し、病床の使用効率を向上させることによって救急医療提供体制を強化することを目的とする。
- 補助対象
都内に所在する救急告示医療機関（公立公的医療機関も対象）
- 補助対象経費
病院救急車本体及び病院救急車に搭載する資機材の購入に要する経費
- 補助基準額
1施設当たり 20,403千円
- 補助率
3分の2

予算額

408,060千円

問い合わせ先

担当：救急災害医療課（救急医療担当）

電話：03-5320-4427

【新規】医療施設浸水対策計画策定支援事業

事業概要

- 目的
自然災害が大規模化・激甚化する中、浸水被害発生に備え、病院ごとの立地や施設の状況を踏まえた、工法・費用等の計画検討経費を支援することにより、都内病院の浸水対策工事を促進することを目的とする。
- 補助対象
浸水想定区域に所在する都内病院（国、都及び区市町村等が設置する医療機関を除く）
- 補助対象経費
調査や設計など、設計コンサルタント等を活用した浸水対策計画の策定に要する経費
- 補助基準額
1施設当たり5,600千円
- 補助率
5分の4

予算額

237,440千円

問い合わせ先

担当：救急災害医療課（災害医療担当）

電話：03-5320-4445

【拡充】災害拠点病院等自家発電設備等整備強化事業

事業概要

○目的

豪雨等の自然災害に備え、災害拠点病院をはじめとした病院の自家発電設備等の防災対策を強化することを目的とする。

※ 事業を拡充し、令和6年度から災害医療支援病院への支援を新たに開始

<災害医療支援病院への支援>

○補助対象

浸水想定区域に所在する災害医療支援病院（国、都及び区市町村等が設置する医療機関を除く）

○補助対象経費

自家発電設備等の浸水対策に必要な工事費用

○補助基準額

- ・自家発電設備の移設 : 1件 161,049千円
- ・自家発電設備の防水対策 : 1件 32,400千円

- ・医療用設備の移設 : 1件 45,449千円
- ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置 : 1件 24,879千円

○補助率

8分の7

予算額

230,803千円 ※災害医療支援病院分

問い合わせ先

担当：救急災害医療課（災害医療担当）

電話：03-5320-4445

【新規】救急医療体制強化事業

事業概要

- 目的
都内の救急医療体制の中核を担う救急車年間受入2,000件以上の医療機関に対して、医師及び看護師の勤務環境を改善し、離職防止、負担軽減、復職、定着を図る取組を支援することにより、救急医療提供体制の安定的な確保を図ることを目的とする。
- 補助対象
病院（国、（地方）独立行政法人及び都が設置する病院を除く）
- 補助対象経費及び補助基準額
 - ・復職研修及び就労環境改善 11,140千円
 - ・相談窓口の設置 7,093千円
 - ・チーム医療推進 6,700千円
- 補助率
4分の1 ※病院勤務者勤務改善事業の上乗せ補助（両事業の活用による補助率3/4）

予算額

67,096千円

問い合わせ先

担当：医療人材課（人材計画担当）
電話：03-5320-4441

【拡充】地域医療勤務環境改善体制整備事業

事業概要

- 目的
最新の知見や技術又は高度な技能を取得できるような医師を育成する医療機関における勤務環境改善を効果的に行うための取組として、チーム医療の推進やデジタル技術の活用等による業務改革を支援する。
- 補助対象
次の①・②のいずれかを満たす医療機関
 - ①基幹型臨床研修病院又は、基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数40人以上かつ常勤換算医師数40人以上の医療機関
 - ②基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において、専門研修基幹施設である医療機関
- 補助基準額
1床当たり 標準単価133千円（要件を満たした場合 1床当たり266千円）
- 補助率
10分の10

予算額

678,000千円 ※拡充分

問い合わせ先

担当：医療人材課（人材計画担当）
電話：03-5320-4441

【新規】勤務環境改善医師派遣等推進事業

事業概要

- 目的
地域において救急医療など重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働の医師がいる医療機関へ医師派遣を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。
- 補助対象
時間外労働が年720時間を超える医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関
- 補助基準額
医療機関の直近決算数値から算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額1,250千円×派遣月数
- 補助率
10分の10

予算額

800,000千円

問い合わせ先

担当：医療人材課（人材計画担当）

電話：03-5320-4441

ご清聴ありがとうございました。

